

## 広島修道大学個人情報保護に関するガイドライン

### はじめに

広島修道大学(以下、本学)では、学生、保護者・保証人、教職員、卒業生等(以下、構成員等)から多くの個人情報を保有し、構成員等に対して様々な形でサービスを提供しています。同時にこれらの個人情報は、構成員等の権利利益が侵害されることのないよう、適切な取扱いが求められる大切な情報でもあります。

本学が保有している個人情報が教職員の故意又は過失により、漏えい、紛失し、不正に第三者に利用された場合には、構成員等に多大な損害を与えるだけでなく、本学の信用を著しく失墜させることとなります。

こうした事態を防止するには、教職員全員が個人情報保護に対する正しい理解と重要性を深く認識し、関係法令や学内ルールを遵守する必要があります。

このガイドラインは、個人情報保護に関する学内諸規程並びに関係法令や文部科学省の指針等(巻末の注1を参照)に沿って、本学の個人情報の取扱い等について、わかりやすく解説したものです。

個人情報を取り扱う教職員等の皆さんが、このガイドラインを踏まえて、日常の業務活動を遂行していただくことを要望いたします。

### 1. 用語の定義について

本学は個人情報保護に関する用語の定義や解釈について、以下のとおりとしております。

(1) ここでいう「学生・生徒等」とは、次のようなものが該当します。

学生、科目等履修生、聴講学生、公開講座参加者等、本学において教育を受けている者。

大学説明会への参加者、入学志願者、公開講座申込者、合格者等、現時点において、本学において教育を受けようとする者。

卒業生、他大学へ転出した者、中退者、過去における科目等履修生等、過去において本学において教育を受けていた者。

不合格者、入学辞退者等、過去において本学において教育を受けようとした者。

その他、作文コンクール応募者等、本学が主催する事業や活動に参加した者。

(2) 「個人情報」とは、氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもので、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含みます。

個人情報の具体例は次のとおりです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、携帯番号、電子メールアドレス、印鑑の印、性別、

学籍番号、成績、人物評価、履修科目等、特定の個人の属性や所有物、関係事実等を表す情報をいいます。

- (3) 「個人情報データベース等」とは、個人情報の集合体であって、コンピュータにより、検索処理が可能なもの及び手作業による検索処理が可能なものの双方をいいます。
- (4) 「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」であって、「過去6ヶ月以内に個人情報を5,000件以上利用している者」をいい、本学の場合は学校法人修道学園（以下、本学園）がこれにあたります。
- (5) 「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいいます。例えば、電話等に対応したメモに含まれる個人情報が「個人データ」で、これを検索可能なように整理すれば「個人情報データベース等」になります。
- (6) 「保有個人データ」とは、本学が本人に対して開示、内容の訂正等の権限がある個人データのことをいいます。ただし、6ヶ月以内に消去されることとなるものは除外されます。
- (7) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人のことです。なお、本人が未成年又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人（保護者等）も本人に含まれます。

なお、以上の個人情報の定義についての関係は、別紙「個人情報」・「個人データ」・「保有個人データ」の関係を参照してください。

## 2. 教職員等の個人情報の取扱いについて

### (1) 教職員等の個人情報の取扱い

教職員等の個人情報の取扱いについては、厚生労働省が策定した「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針について」（平成16年厚生労働省告示第259号）によることとなります。

### (2) 学術研究活動における個人情報の取扱い

大学等の研究機関に属する者が、「学術研究」の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者に課せられる義務は適用除外となります。

## 3. 個人情報の取扱いについて

本学が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項として、以下の8つの事項を挙げています。

### (1) 利用目的の特定に関する事項

利用目的の特定に当たっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、本人にとって取得された個人情報についてその利用結果が合理的に想定できる程度に具体的に個別的に特定が必要となります。

したがって、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならないこと、また、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて取り扱ってはならないことに十分留意する必要があります。

**【利用目的を特定している例】**

- ・学生による授業アンケート等の実施に当たって、アンケート用紙への趣旨目的の記載について、「このアンケートは、来年度における 〇〇 の授業の教育方法を検討する際の参考とするために行います」として取得する場合。
- ・卒業生の氏名及び就職先の情報を、「卒業生の就職情報を統計としてまとめ、パンフレット等に記載するため。また、これらの情報は本学同窓会にも提供いたします。」として取得する場合。

**【利用目的を明確に特定していない例】**

- ・学生による授業アンケート等の実施に当たって、「このアンケートは、本学の教育の改善に役立てるために実施する。」として取得する場合。
- ・卒業生の氏名及び就職先の情報を、学外の第三者（同窓会等）に渡す予定であるのに、「卒業生の就職情報を統計としてまとめ、パンフレット等に記載するため。」として取得する場合。

(2) 本人の同意に関する事項

本人の同意を得るに当たっては、あらかじめ本人にその個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、本人が口頭、書面等により個人情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うことが望ましいとされています。

具体的には、以下のとおりです。

「通知」の方法については、口頭、書面、電子メール等で個別に伝達すること。また「公表」の方法については、学校の掲示版やホームページに継続して掲示する等、本人が容易に知り得る状態にすること。

本人の同意を得る方法として、例えば、書面により同意の意思を確認すること、本人の参加が確認できる説明会等において、本人の個人情報の取扱いについて異論がないことを口頭で明確に確認すること。

ただし、以下のような場合には、本人の同意を得ないで本人の個人情報を取り扱うことが認められています。

a) 法令に基づく場合

- ・文部科学大臣の報告徴収に応じる場合
- ・文部科学省の求めに応じて学生の個人情報を含む資料を提出する場合
- ・刑事訴訟法に基づく取り調べに応じる場合

- ・所得税法が定める税務署長に対する支払い調書の提出を行う場合
- b) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ・学生等が急病になったり、大ケガを負った際に、治療の必要上、血液型や健康診断の結果、家族の連絡先等に関する情報を医療機関等に提供する場合
- c) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ・疾病予防・治療に関する疫学調査のために調査機関に情報を提供することが特に必要な場合
- d) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### (3) 安全管理措置及び従業者の監督に関する事項

「従業者」とは、事業者の組織内にあって、直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者のみならず、理事、監事、派遣職員、学校が主催する活動に参加する個人（学校ボランティア等）等も含まれます。ただし、学校内の組織であっても、学友会等、事業者の指揮監督が及ばない場合（学友会等）は従業者からは除かれます。

次に、事業者が講ずる安全管理措置としては、大きく分けて以下の3つのものが考えられます。

#### a) 組織的管理措置

個人情報保護のための人員配置、内部規程の整備、その運用が確実に行われるための監査体制の整備等、個人情報の安全管理のための組織体制の整備等のことをいいます。

本学園においては、「学校法人修道学園個人情報保護に関する規程」、「学校法人修道学園個人情報保護委員会規程」及び「広島修道大学個人情報保護委員会規程」を制定し、組織体制の整備を行っています。

本学園では、理事長を総括責任者として位置づけ、その下に専務理事を置き、専務理事は、個人データ管理責任者を指揮するとともに問題が発生した場合に適切に処理することになっています。

教職員の責務として、個人情報を適正に取り扱うとともに業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用することを禁じています。その責務は退職した後も同様となっています。これに違反した場合は、懲戒処分や損害賠償請求の対象となります。

また、本学園においては、個人データ管理責任者の下に個人データ取扱責任者を置

き、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に努めることにしています。個人データ管理責任者及び個人データ取扱責任者については、別表1を参照してください。

なお、個人情報の管理方法については、当分の間、下表のとおり取り扱うことといたします。

種 類 管理方法等	秘	禁帯出	取扱注意	部外秘
印刷物へのラベル表示	赤（右上に）	赤（右上に）	赤（右上に）	赤（右上に）
内容例示	人事記録	履歴書	教職員住所録	入試実施要項
使用者	特定の者	会議出席者のみ	関係者のみ	関係者のみ
管理方法	金庫等（施錠） で管理	部局の保管庫（施 錠）で管理	各自の保管庫（施 錠）で管理	各自で管理
電子データの伝送	不可	不可	不可	学内可
コピー	不可	ナンバリングを付す。	不可	学内可
電話による会話	不可	不可	関係者のみ可	学内可
情報の種類の指示	学長	部局長	部局長	部局長
電子データの原本 管理・格納	パスワード付き メモリーステック	部局の作業エリア	パスワード付き メモリーステック	部局の作業エリア
廃棄等 の方法	紙	シュレッダー	シュレッダー	シュレッダー
	電子データ	学長一任	部局長一任	部局長一任

#### b) 人的管理措置

実際に個人データを取り扱うこととなる従業者等に対して、個人データの適切な管理を行うよう意識の啓発を図るとともにその取扱いを行う研修を行うことをいいます。本学では、学長がこの任に当たることになっており、教職員等に対して、各種研修会、ASP方式によるパソコンを利用したe ランニングの研修等も行っていきます。

#### c) 技術的・物理的管理措置

学校内のコンピュータシステムへの外部からの不正な侵入を防止するためのシステム構築や第三者に容易に個人データを識別されないために行うデータの暗号化や、個人情報を含む帳簿等の保管庫の設置等、個人データの取扱いに関する技術的・物理的措置等のことをいいます。

本学においても、入退室管理、盗難防止、不正アクセス制御による外部流出の未然防止、情報システムの追跡監視システムの構築、専用ソフトによるデータの消去やシュレッダー等による廃棄方法の確立等、さまざまな措置を講じるよう検討を進

めています。

個人情報を取り扱う際には、一定時間以上の離席をする場合はキチンとファイルを片づけること、スクリーンセーバーを設定すること、保存期間が過ぎた個人情報は廃棄・消去を確実にを行うこと等、個人情報を取り扱う各人の自覚と実践が不可欠となります。

#### (4) 委託先の監督に関する事項

本学園は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、次の事項を満たす業者を選定し、委託先との間に委託契約を結ばなくてはならないこととしています。

個人情報保護に関する規程を制定していること。

個人情報保護に関する組織体制が整っていること。

個人情報保護に関する安全管理措置を講じていること。

また、委託先において委託した個人データが安全に管理されるため、次に掲げる事項を委託契約書に明確に記載しなければならないこととしています。

委託先において、その従業員に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た情報を漏らし、又は盗用してはならないこと。

当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること。

委託契約期間等を明記すること。

利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。

委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）改ざん等を禁止し、又は制限すること。

委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。

委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと。

委託先において、個人データの漏えい等の事故が発生し、本人に対する損害賠償等の責任が生じた場合には、委託先がこれを負担する旨明記してあること。

管理者は、以上の委託契約にもとづき、個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことが義務付けられています。

#### (5) 第三者提供に関する事項

個人情報を第三者に提供する場合は、原則として本人の同意を得ることとしています。

しかしながら、個人情報保護法第23条第4項第3号の規定により下記団体については、下記利用目的及び情報項目に限定して、本学と共同利用することといたします。

なお、下記に限定する以外の利用目的及び情報項目については、利用目的を明らかにし、本人の同意を得た上で第三者提供を行います。

#### 広島修道大学後援会

後援会は、「会員と大学との連携を密にし、会員相互の親睦を図るとともに、大学の教育研究活動を後援すること」を目的として本学学生の保証人及び専任教職員等の会員により組織されています。

##### 【利用目的及び情報項目】

『後援会からのお知らせ発送用』として、学籍番号、学生氏名、後援会会員氏名、住所及び電話番号の情報項目

学生の教育・助育及びその支援活動を目的とする、会員との教育懇談会のために提供する履修・成績等の学習状況及び健康診断受診状況等の情報項目

#### 広島修道大学同窓会並びに大学院同窓会

上記同窓会は「会員相互の親睦と、母校の発展に寄与すること」を目的として本学卒業生会員により組織されています。

##### 【利用目的及び情報項目】

同窓会からのお知らせ発送用として、卒業生氏名、住所の情報項目

#### 広島修道大学生生活協同組合

修大生協は、学生生活を送る上で教科書販売、生活必需品の販売、TOEIC 試験の実施等さまざまなサービスを行っています。

##### 【利用目的及び情報項目】

「生協組合員証の作成用」として、新入生の学籍番号及び氏名の情報項目

図書を購入するための教員番号と氏名の情報項目

なお、修大生協への情報提供を承諾しない場合は、学生においては学生部に、教員においては図書館に申し出ていただくことといたします。申し出がない場合は、第三者提供に同意されたものと判断いたします。

#### 広島修道大学学友会

学友会は、「本学建学の精神に基づき、会員相互の協力による自治活動によって学園の自由な発展、学問の探究及び真の民主主義の追求」を目的として、各学部生により組織されています。

#### 【利用目的及び情報項目】

年2回の定例学生大会において、在学を確認するための、学籍番号及び氏名の情報項目

卒業記念パーティのお知らせ発送用として、卒業見込み者の氏名及び自宅住所の情報項目

#### 卒業アルバム編集委員会

卒業アルバム編集委員会は、学部学生の卒業アルバムを制作するため、学友会書記局の中に組織されています。

#### 【利用目的及び情報項目】

卒業アルバムの制作（個人撮影など）及びアルバム購入の案内発送用として、卒業生氏名、自宅住所及び帰省先住所の情報項目

#### (6) 保有個人データの開示等に関する事項

本人から、本人に関する保有個人データの開示等（開示、訂正、削除、利用停止、第三者提供停止）を求められ場合は、個人データ管理責任者は、本人に対し、その内容を文書により通知しなければならないことが定められています。

ただし、次に掲げる場合に該当する時は例外として開示しないことがあります。

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 開示請求の対象となる保有個人データに、第三者の個人情報が含まれている場合
- c) 個人データ管理責任者が、開示をすることにより業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認めた場合
- d) 個人情報保護委員会が相当の理由があると認めた場合

なお、保有個人データを開示しないときは、その理由を文書により本人に通知しなければなりません。

#### (7) 本人の利便性を考慮した適切な措置に関する事項

保有個人データの開示等の手続きは、以下の方法で行います。

- a) 開示等の申出先及び閲覧場所
  - ・基本的には各部局を申出先といたします。
  - ・受け付けの際には、本人であることを証明するもの（学生証、運転免許証、写真付きの身分証明書等）又は本人の代理であることを示す委任状が必要となります。
  - ・手数料については、当面无料といたします。
- b) 閲覧時間
  - ・月曜日から金曜日までの事務取扱時間（8：45～16：45）とします。

・土日・祝日及び本学が定める休日は除きます。

c) 周知方法

手続き方法等については、ホームページ、広報誌、掲示板等で周知いたします。

なお、個人情報に関する問い合わせ窓口は、事務局総務課といたします。

(8) 苦情の処理に関する事項

苦情及び相談を受け付けるための窓口は、基本的には各部局となります。ただし、申出先が不明の場合は、事務局総務課を問い合わせ窓口といたします。

\*\*\*\*\*

注1

【学内諸規程】

- ・「学校法人修道学園個人情報の保護に関する規程」
- ・「学校法人修道学園個人情報保護委員会規程」
- ・「広島修道大学個人情報保護委員会規程」

【関係法令等】

- ・「個人情報の保護に関する法律」
- ・文部科学省が定めた「学校等における生徒に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」

(お願い)

個人情報の保護についての考え方は、社会情勢の変化等により、今後解釈が変わり得ることが予想されますので、対応事例を蓄積しながら見直しに努めてまいります。ご意見、ご要望等がありましたら、事務局総務課までお寄せください。